

《税務署からのお知らせ》

平成27年分確定申告のご案内

～申告書はご自分で作成して提出はお早めに～

申告書は、国税庁ホームページで作成できます！

国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」のメリット

- **税務署に出向く必要なし！**
作成した申告書等は印刷し、郵送等により税務署に提出することができます。また、e-Taxを利用して送信することもできます。
- **いつでも利用可能！**
確定申告期間中は、24時間いつでもご利用できます。
- **自動計算機能！**
毎年の税制改正に対応した自動計算機能により、計算誤りのない申告書等を作成することができます。
- **前年データの利用可能！**
作成した申告書等のデータを保存しておけば、翌年の申告でも利用できます。



詳しくは国税庁ホームページでご確認ください。

詳しくは

www.nta.go.jp

平成27年分の確定申告書の受付期間及び納税の期限

税目	受付期間	納税の期限
所得税及び復興特別所得税	2月16日(火)～3月15日(火)	3月15日(火)
個人事業者の消費税及び地方消費税	1月4日(月)～3月31日(木)	3月31日(木)
贈与税	2月1日(月)～3月15日(火)	3月15日(火)

- **納税には、振替納税をご利用ください。**
国税の納付は、振替納税やe-Taxをご利用ください。納付書で納付される場合は、納付書に金額等をご記入の上、お近くの金融機関又は所轄の税務署で必ず納期限までに納付してください。
なお、振替納税をご利用の方の平成27年確定申告分の振替納付日は、次のとおりです。
所得税及び復興特別所得税……………4月20日(水)
消費税及び地方消費税……………4月25日(月)
平成27年分から振替納税を希望される場合は、申告期限までに税務署へ「預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書」を提出してください。

申告書作成会場の開設日程

- 2月8日までは、申告書作成会場は開設していませんので、長時間お待ちいただく場合があります。

期間	会場	時間
2月9日(火)～3月15日(火)	川崎南税務署 2階	相談 9:15～17:00 申告書の提出 8:30～17:00

税務署閉庁日対応について

川崎南税務署では、今年の確定申告期間中、平日(月～金曜日)以外でも、2月21日・2月28日の日曜日に限り、確定申告書作成のアドバイス、用紙の配付及び受付等を行います。

(注) 当日は、電話による相談、国税の領収及び納税証明書の発行等は行っておりません。

また、上記以外の土曜日、日曜日及び祝日は、執務を行っておりません。申告書は、e-Tax、郵便又は信書便による送付、税務署の時間外収受箱への投函などで提出することができます。